

京都大学 土木会 規約

(平成6年6月18日改正)

(平成8年6月22日改正)

(平成9年6月20日改正)

(平成15年6月21日改正)

(平成18年6月19日改正)

(平成19年6月16日改正)

(平成20年6月14日改正)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、京都大学土木会という。

(本 部)

第2条 この会は、本部を京都大学大学院工学研究科土木系教室（社会基盤工学専攻，都市社会工学専攻，都市環境工学専攻）内におく。

(支 部)

第3条 この会は、各地区に支部を置くことができる。支部は各地区の会員によって構成され、本部と密接な連絡を保つものとする。

第2章 目的および事業

(目 的)

第4条 この会は、土木工学の発展に寄与し、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

(事 業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 会員名簿，会報を作成し，正会員に配布すること。
- (2) 学生会員を中心とした研究会，見学会，運動会等の事業を行なうこと，またはその援助をすること。
- (3) その他，この会の目的を達成するために必要なこと。

第3章 会 員

(会員の資格)

第6条 本会の会員資格を有する者は、以下の通りとする。

- (1) 正会員 次のいずれかに該当する者

ア. 京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻，都市社会工学専攻，都市環境工学専攻の教官および旧教官。

イ. 防災研究所，環境質制御研究センター，原子炉実験所，環境保全センター，エネルギー科学研究科エネルギー社会・環境科学専攻，地球環境学堂，国際融合創造セン

ター、学術情報メディアセンターの教官および旧教官。

- ウ. 京都大学工学部土木工学教室，衛生工学教室，交通土木工学教室および工学研究科土木工学専攻，土木システム工学専攻，環境工学専攻，環境地球工学専攻の旧教官。
 - エ. 京都大学工学部土木工学科，衛生工学科，交通土木工学科，地球工学科の卒業生，および京都大学大学院工学研究科土木工学専攻，衛生工学専攻，交通土木工学専攻，環境工学専攻，土木システム工学専攻，社会基盤工学専攻，都市社会工学専攻，都市環境工学専攻（以下，土木系大学院と呼ぶ）を修了した者。
 - オ. 京都大学大学院工学研究科応用システム科学専攻，環境地球工学専攻，エネルギー科学研究科エネルギー社会・環境科学専攻，情報学研究科，地球環境学堂，（以下，関連大学院と呼ぶ）を修了した者で，かつ在籍中会員教官に指導を受けた者。
 - カ. 国際コースに在籍した者で，かつ会員教官に指導を受けた者。
 - キ. 工学研究科総合工学特別コース（International Doctoral Program in Engineering）に在籍した者で，かつ会員教官に指導を受けた者。
 - ク. その他，土木系教室に関係あるもので入会を希望し，役員会で承認された者。
- (2) 学生会員 次のいずれかに該当する者
- ア. 京都大学工学部地球工学科に在籍する学生。
 - イ. 工学研究科総合工学特別コース（International Doctoral Program in Engineering）に在籍する者で，かつ会員教員に指導を受けている者。
- (3) 若手会員 次のいずれかに該当する者
- ア. 京都大学工学部地球工学科の卒業生で卒業後5年以内のもの。
 - イ. 土木系大学院に在籍する学生で修士課程入学後5年以内のもの。
 - ウ. 関連大学院に在籍する学生で，土木系大学院の卒業生，あるいは会員教員の指導を受けている者で修士課程入学後5年以内のもの。

（会 費）

第7条 前条に定める会員は付則に定める会費を納入しなければならない。

但し，次の会員は会費を要しない。

- (1) 学生会員
- (2) 国際コースまたは工学研究科総合工学特別コース（International Doctoral Program in Engineering）に在籍した正会員
- (3) 正会員の内，学部卒業後満50年を経過した者およびこれに準ずる正会員

（会員の退会，資格の喪失）

第8条 正会員が退会を希望したときは，役員会の承認を経て会員の資格を喪失する。ただし，本人の了承を得て，氏名は引き続き会員名簿に掲載される。

第4章 役 員

（会長，評議員，監事および幹事）

第9条 この会は，次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 評 議 員 若干名
- (3) 監 事 2 名
- (4) 幹 事 若干名

(役員を選任)

第 10 条 前条に掲げる役員は次の手続きを経て選任される。

1. 会長は総会において、京都大学大学院工学研究科土木系教室（社会基盤工学専攻、都市社会工学専攻、都市環境工学専攻）の教授を推す。
2. 評議員は学部の各年次の卒業生の中から 1 名ないしは 3 名、および各支部の代表者 2 名ずつが選出される。
3. 監事は、会長が正会員の中から推薦し、役員会で承認する。
4. 幹事は、会員の中から会長が指名する。

(役員職務)

第 11 条 役員は、次の各項に掲げるところにより、それぞれの職務を行う他、役員会で重要会務を審議および議決する。

1. 会長は、この会を代表し会務を総括する。
2. 評議員は、必要に応じて会長の諮問にこたえる。
3. 監事は、この会の会計を監査し、監査承認を与える。
4. 幹事は、会長を助けて会務を処理する。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は次のとおりとする。但し、再任を妨げない。

- (1) 会長および幹事 1 年
- (2) 評議員および監事 3 年

第 5 章 会 議

(役員会)

第 13 条 役員会は、役員をもって構成し、本会の事業、予算、決算、役員等の重要事項を審議および議決する。

1. 議長は会長がこれにあたる。
2. 役員会は、原則として総会に先立って毎年 1 回開催する。
3. 役員会は役員 5 分の 1 以上の出席によって成立する。
4. 委任状をもって表決を委任したものは出席数に加算できる。
5. 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。
6. 役員会で審議および議決された事項は、総会に報告されなければならない。

(総 会)

第14条 総会は、原則として毎年1回開催される。

第15条 役員会で議決された議事は、総会出席の会員の過半数をもって承認とし、可否同数のときは議長が決める。

(幹事会)

第16条 幹事会は幹事をもって構成し、本会の関連事項を審議する。

1. 幹事会に幹事長を置く。
2. 幹事長は会長が指名する。
3. 幹事会にワーキンググループ（WG）を置くことができる。
4. 幹事会は年数回程度開催する。

第6章 資産および会計

(資産)

第17条 この会の資産は、会費、寄附金品及びこれから生ずる果実をもって構成する。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7章 規約の改正

第19条 この会の規約を改正しようとするときは、役員会で議決され、総会で同意されなければならない。

(付則)

第1条 本改正規約は平成20年6月14日より施行する。

第2条 会費は以下の通りとする。

- (1) 正会員は年額4,000円とする。
- (2) 若手会員は5年間10,000円（一括）とし、平成21年4月より適用する。

なお、若手会員のうち、修士課程入学後1年以上経過しているものは、その経過年数を5年から減じた年数に年額2,000円を乗じた額（一括）とする。

第3条 5年以上会費を滞納した正会員については、役員会の決議によって、会員名簿、会報の送付を停止することがある。